

報告第 2 0 号

平成 1 5 年 9 月 2 5 日承認

都市計画部会都市計画分科会の事務事業調整方針について

都市計画部会都市計画分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第20号

協 議 会 報 告 項 目

都 市 計 画 部 会

都市計画分科会 10-1

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
10 - 2 - 1	都市計画法に基づく開発行為許可	6/5			6/19	
10 - 2 - 2	都市計画法に基づく市街化調整区域における建築許可	6/5			6/19	
10 - 2 - 3	三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認の申請	6/5			6/19	
10 - 2 - 4	市街化調整区域における許可対象となる区域の立地基準	6/5			6/19	
10 - 2 - 5	優良宅地の認定	6/5			6/19	
10 - 2 - 6	採石法・砂利採取法に基づく許可申請に対する意見書	6/5			6/19	
10 - 2 - 7	バリアーフリーに係る事前協議及び適合証の交付	6/5			6/19	
10 - 2 - 8	開発行為等許可申請等手数料	6/5			6/19	
10 - 2 - 9	違反開発行為の是正及び指導	6/5			6/19	
10 - 2 - 10	開発指導要綱	8/29			9/13	協議会協議項目
10 - 2 - 11	開発技術基準	6/5			6/19	
10 - 2 - 12	開発行為に関する調整会議	8/29			9/13	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	都市計画部会
関係項目						分科会	都市計画分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
1 市町村都市計画審議会 協議会協議項目	都市計画に関する事項を調査審議するために、市に置かれた付属機関であり、法により審議会の権限に属された事項を調査審議する。市の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議することとしている。 現在学識経験者 8名 市議会議員 6名 計 14名で構成している。 (定員 15名以内)	同左 現在学識経験者 11名 市議会議員 7名 行政機関の職員 1名 計 19名で構成している。 (定員 20名以内)	同左 現在学識経験者 5名、町議会議員 6名 計 11名で構成している。 (定員 15名以内)	同左 現在学識経験者 4名 町議会議員 4名 町住民 2名 計 10名で構成している。 (定員 10名)	-	津市に同じ 現在学識経験者 2名 町議会議員 2名 団体代表 2名 住民代表 4名計 10名で構成している。 (定員 10名以内)	
2 津地区都市計画連絡協議会	津都市計画区域内の都市計画の推進を図るため、都市相互間の緊密な連絡及び調整をすることを目的とした協議会で、津市・久居市・香良洲町・河芸町の4市町で構成している。	同左	同左	-	-	-	
3 都市計画の地域地区等の決定及び変更	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または区域の一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするものである。 市街化区域及び市街化調整区域(線引き)用途地域、高度利用地区、準防火地域、風致地区、臨港地区を都市計画決定している。	同左 市街化区域及び市街化調整区域(線引き)用途地域、高度利用地区を都市計画決定している。	同左 用途地域及び一部の準工業地域に地区計画を都市計画決定している。	同左 非線引きで用途地域のみ設定している。	-	都市計画区域は定めているが法第7条、第8条は定めていない。 しかし、町都市計画マスタープラン(H14年度策定)において用途地域の新規設定と都市計画区域の全町への変更を実施することとしている。	
4 都市施設の決定及び変更	道路、公園等の都市施設は、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設である。 道路、駐車場、公園、緑地、墓園、下水道、ごみ処理場、ごみ焼却場、火葬場を都市計画決定している。	同左 道路、公園、緑地、下水道を都市計画決定している。	同左 道路、公園、下水道、ごみ焼却場、を都市計画決定している。	同左 道路、下水道を都市計画決定している。	-	津市に同じ 公園、汚物処理場、下水道を都市計画決定している。	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 2. 廃止の方向で調整する。 3. 新市移行後、新市建設計画との整合を図り、随時調整する。(合併後5年程度) 4. 現行のまま新市に引き継ぐ。(但し、名称等の変更が必要。)
-------	--

構 成	市	町	村	の 現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
同左 現在学識経験者4名、町議会の議員4名で構成している。(その他町長が必要と認めるもの2名) (定員10名以内)	-	-	-		
津市に同じ	-	-	-		
津市に同じ 線引き区域内を用途地域別に都市計画決定している。	-	-	-		都市計画区域の変更等、県との協議を踏まえ検討していく。
同左 道路、公園、下水道、火葬場を都市計画決定している。	-	-	-		名称等の一括変更を行う。

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市計画分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
5 市街地開発事業の決定及び変更	地方公共団体等が一定の地域について総合的な計画に基づき、公共施設の整備を宅地や建築物の整備と一体的に行い面的な市街地の開発を図ることができる。 土地区画整理事業、市街地再開発事業を都市計画決定し、事業化を図っている。	土地の高度利用と都市機能の更新を図るべき地区において、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体的に図ることができる。 市街地再開発事業を都市計画決定し、組合施行により事業を行ってきた。	-	-	-	-
6 地区計画の決定及び変更	それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要なこと(地区の目標、地区計画の方針、地区整備計画など)を定めるものであり住民などの意思を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるものである。 現在 9地区で地区計画を都市計画決定している。	同左 現在 1地区で地区計画を都市計画決定している。	同左 現在 1地区で地区計画を都市計画決定している。また、当該地区には建築物の制限に関する条例を制定している。	-	-	-
7 都市計画施設内の建築行為の制限に係る許可	「都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築をしようとする者は許可を受けなければならない。」とのことから受付審査許可事務を行っている。	「都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築をしようとする者は知事の許可を受けなければならない。」と定められているため、県許可に係る受付事務を行っている。	同左	同左	-	-
8 地区計画に基づく届出審査	「地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、着手する日の30日前までに届け出なければならない。」とのことから受付(審査)事務を行っている。	同左	同左 津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の施行規則第2条による許可事務を行っている。	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5. 現行のまま新市に引き継ぐ。 6. 津市の例により調整する。(合併と同時) 7. 津市の例により 県と調整する。(合併と同時) 8. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
久居市と同じ。	-	-	-	津市の例により県を交え引き続き調整する。
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市計画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 都市計画のマスタープラン	都市計画を適正に運用していくため、上位計画や、関連計画との整合を図りつつ、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの都市計画全体に係る総合的な方針として市民参加により意見を反映しながら平成 9年度に「津市都市マスタープラン」として策定したものである。 目標年次は 1期が～平成 12年度、2期が平成 13年度～平成 22年度、3期が平成 23年度～平成 27年度。現在は、定められた都市マスタープランの計画に従い、開発行為や建築物の建築の指導、更には都市計画決定(変更)などを進めている。	都市計画を適正に運用していくため、上位計画や、関連計画との整合を図りつつ、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの都市計画全体に係る総合的な方針として市民参加により意見を反映しながら平成 8年度に「久居市都市マスタープラン」を策定したものである。計画期間の目標年次を平成 22年としている。	都市計画を適正に運用していくため、上位計画や、関連計画との整合を図りつつ、土地利用、都市施設などの都市計画全体に係る総合的な方針として住民参加により意見を反映しながら平成 9年度に「河芸町都市マスタープラン」として策定したものである。 目標年次は平成 22年度。現在は、定められた都市マスタープランの計画に従い、開発行為や建築物の建築の指導、更には都市計画決定(変更)などを進めている。	-	-	都市計画を適正に運用していくため、上位計画や、関連計画との整合を図りつつ、土地利用、都市施設などの都市計画全体に係る総合的な方針として住民参加により意見を反映しながら平成13,14年度に「安濃町都市マスタープラン」として策定済である。 目標年次は平成 27年。 現在は、定められた都市マスタープランの計画に従い、開発行為や建築物の建築の指導、更には都市計画決定(変更)などを進めている。
10 都市計画図等の作成・販売	<種類> 都市計画図	<種類> 都市計画図	<種類> 都市計画図	<種類> 都市計画図 地形図	<種類> 地形図	<種類> 都市計画図 地形図
	<修正> 5年毎に航空撮影をもとに作成(修正)	<修正> 5年毎に航空撮影をもとに作成(修正)	<修正> 必要に応じて作成(修正)	<修正> 必要に応じて作成(修正)	<修正> 平成15年度修正	<修正> 毎年修正、航空撮影をもとに作成(修正)は 3年毎
	<縮尺> 1/2,500			(地形図)		
	1/5,000	-	-	-	-	-
	1/10,000			(都市計画図)		
	1/20,000			-	-	-
	1/25,000	-	-	-	-	-
	1/50,000	-	-	-	-	-
概要図			-	-	-	
販売実施						

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容	9.新市移行後、新市建設計画との整合を図り、新市総合計画や都市計画区域の見直しに合わせ、新市都市マスタープランを策定する。(合併後5年程度) 10.合併と同時に価格を統一するとともに、地図作成については、関係する計画との調整を図る。
-----------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
都市計画を適正に運用しているため、上位計画や、関連計画との整合を図りつつ、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの都市計画全体に係る総合的な方針として住民参加により意見を反映しながら平成9年度に「香良洲町都市マスタープラン」として策定したものである。平成7年を基準年次とし、人口推計を3ケースに分け、目標年次平成27年度の土地利用を進めている。	-	-	-	新市の都市計画区域に基づき、都市マスタープランを一元化する必要があるが、現在策定中の県都市マスタープランとの整合も必要である。 また、新市都市マスタープラン策定までの間は、上位計画の考え方を基に、現行の各都市マスタープランの趣旨も踏まえて対応する。 新市における情報化の取り組みをみながら新市における都市計画図の基図作成を検討する。
<種類> 都市計画図	<種類> 地形図	<種類> 地形図	<種類> 地形図	
<修正> 必要に応じて作成(修正)	<修正> 必要に応じて作成(修正)	<修正> -	<修正> -	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市計画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
11 国土利用計画法に基づく届出	一定面積以上の土地について、売買など、取引をする(した)場合には、土地利用の目的、価格審査を行うので、届出が必要となっている。	同左	同左	同左	同左	同左
	市街化区域・・・2,000㎡以上 契約後 2週間以内に届出	同左	同左	-	-	-
	市街化調整区域・・・2,000㎡以上 契約の 6週間前までに届出 (監視区域)	市街化調整区域・・・5,000㎡以上 契約後 2週間以内に届出	津市に同じ	-	-	-
	-	-	-	都市計画区域内・・・5,000㎡以上 契約後 2週間以内に届出	-	芸濃町に同じ
	-	都市計画区域以外の区域・・・ 10,000㎡以上 契約後 2週間以内に届出	-	久居市に同じ	同左	同左

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	11.現行の例により県と調整する。(合併と同時)
-------	--------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
市街化区域・・・2,000㎡以上	-	-	-	
市街化調整区域・・・5,000㎡以上	-	-	-	
-	-	-	-	
-	久居市に同じ	同左	同左	

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市計画分科会

区 分						
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
12 大規模土地取引等事前協議申出及びゴルフ場等開発事業事前協議申出	<p>大規模土地取引等事前協議 三重県の定める大規模土地取引等に関する事前指導要綱に基づき、市街化調整区域内で開発行為を伴う原則 5ha以上（第 2種特定工作物の建築の場合は、1ha以上）の一団の土地取引を行おうとする場合は、土地取引を行う前に事前協議の申出が必要となる。</p> <p>開発行為を伴う土地取得者が、ある程度の計画素案を具体的な計画に移す前に、指導、助言を行うもので、開発区域とその周辺区域における災害の防止、及び環境の保全、並びに適性かつ合理的な土地利用を図ることを目的としている。</p> <p>ゴルフ場等開発事業事前協議 ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱に基づき、5ha以上の一団の土地に係る開発事業を行おうとする場合は、都市計画法等、個別規制法の開発申請の前に事前協議の申出が必要となる。</p> <p>開発事業者に対して、事前に必要な指導、助言等を行うことにより、その開発事業に関する適正な施行と開発区域、及びその周辺区域における災害の防止及び環境の保全、並びに適正かつ合理的な土地利用に資することを目的としている。</p>	<p>大規模土地取引等事前協議 注視又は監視区域に指定されていないので該当なし。</p> <p>ゴルフ場等開発事業事前協議 同左</p>	<p>大規模土地取引等事前協議 津市に同じ</p> <p>ゴルフ場等開発事業事前協議 同左</p>	<p>大規模土地取引等事前協議 久居市に同じ</p> <p>ゴルフ場等開発事業事前協議 同左</p>	<p>大規模土地取引等事前協議 同左</p> <p>ゴルフ場等開発事業事前協議 同左</p>	<p>大規模土地取引等事前協議 同左</p> <p>ゴルフ場等開発事業事前協議 同左</p>
13 遊休土地実態調査	<p>国土利用計画法第23条の届出等にかかる土地利用目的の審査を事後的に補完し、これにより実効あるものにするための調査である。（一定規模以上の一団の土地で取得後 2年を経過しても利用されていないと認められる土地）</p>	同左	同左	同左	-	津市に同じ

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	12.現行の例により県と調整する。(合併と同時) 13.現行の例により県と調整する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
大規模土地取引等事前協議 同左	大規模土地取引等事前協議 同左	大規模土地取引等事前協議 同左	大規模土地取引等事前協議 同左	
ゴルフ場等開発事業事前協議 同左	ゴルフ場等開発事業事前協議 同左	ゴルフ場等開発事業事前協議 同左	ゴルフ場等開発事業事前協議 同左	
同左	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市計画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
14 地価公示価格等の公表	<p>「公示調査価格」は一般の土地取引の目安とされたり、不動産鑑定士等の鑑定評価や公共用地の取得価格などを決める際の基準となるなど大切な役割がある。</p> <p>地価公示価格 実施機関……国土交通省（毎年1月1日時点での価格）</p> <p>地価調査価格 実施機関……各都道府県（毎年7月1日時点での価格）</p> <p>市町村の役割・地価公示法第7条により閲覧に供する義務 津市……市役所、支所、図書館にて閲覧</p>	同左	同左	同左	同左	同左
15 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出等	<p>県、市町村等が住みよい街づくりのために必要な道路、公園などの公共用地を計画的に取得することを目的としている。法第4条の届出制度は、都市計画道路や都市計画公園等の予定区域内の土地で面積100㎡以上の土地。又は、市街化区域内5,000㎡、市街化調整区域内10,000㎡以上の土地を売買や交換等で譲渡する場合には、事前に知事に届けなければならない。</p> <p>法第5条の申出制度は、都市計画区域内の100㎡以上の土地を、県や市町村等により買って欲しい場合に知事に申し出ることができる。</p>	同左	同左	同左	-	津市に同じ
16 屋外広告物に関する事務	<p>屋外広告物の、無秩序な氾濫は、自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねない。また、屋外広告物の設置や管理が適切に行われない場合には、転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもある。このため、県条例の規定により美観風致の維持と公衆に対する危害の防止との観点から必要な規制を行うものである。</p> <p>屋外広告物の許可の権限を県より受任している。</p>	同左	同左	同左	同左	同左
		簡易除去のみ権限を県より権限受任している。	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市計画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
17 都市デザイン委員会	都市デザインの観点から潤いのある都市景観の保全、及び形成を推進するため、施設や建築物のデザイン及び色彩に係る助言等を行う。なお、都市景観形成指針の策定を通じて、現在の津市都市デザイン委員会について新たな活用方法の検討を進める。	-	-	-	-	-
18 各種都市計画証明手数料	市街化及び市街化調整区域又は、用途地域に係る証明を申請に基づき行うものである。	同左	-	-	-	-
19 (財)全国都市計画協会負担金	本協会は都市計画の基本政策を研究し、都市計画に関する知識の普及並びに都市計画及び都市計画事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。そのため、本市も会員となり、協会が実施する事業を支援するとともにその成果を活用するものである。	同左	同左	-	-	-
20 三重県都市計画協会負担金	本協会は都市計画並びに都市計画事業に寄与することを目的としている。このため、本市も会員となり、協会が実施する事業を支援するとともに、その成果を活用するものである。	同左	同左	同左	-	津市に同じ

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	17.津市の例により調整する。(合併と同時に) 18.合併と同時に制定する。 19.新たに加える。(合併と同時に) 20.新たに加える。(合併と同時に)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	
津市に同じ	-	-	-	新市の手数料徴収条例の(その他の手数料)金額に基づき設定する。
-	-	-	-	
同左	-	-	-	

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市計画分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
21 中部都市美協議会負担金	本協議会は、個性豊かな魅力ある都市景観の創造を図るため、関係市町村等が相互に交流を深め、職員の研鑽及び施策の推進に資することを目的としている。このため、本市も会員となり、協議会が実施する活動を支援するとともにその成果を活用するものである。	同左	同左	-	-	-
22 三重県都市計画課長会負担金	都市計画関係者の密接な連携のもとに広域的都市計画の円滑な推進を図り、当面する都市問題に対処して建議し、適正な都市計画事業の促進に資することを目的とする。具体の事業は、広域的都市計画施設の計画調整、都市計画事業の推進、都市計画に関する調査研究、その他本会の目的達成に必要なと認めた事業であり、本市も会員となり協議会が実施する事業を支援するとともに、その成果を活用するものである。	同左	-	-	-	-
23 全国地区計画推進協議会負担金	-	地区計画等の推進方策の研究知識の普及、啓蒙等を行い、もって魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。主な事業は、地区計画等に関する調査研究、地区計画等に関する知識の普及、啓蒙、国及び関係機関への要望及び提言、その他この協議会の目的達成に必要なこと、本市も会員となり、協議会が実施された研究等を活用するものである。	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	21.新たに加入する。(合併と同時) 22.新たに加入する。(合併と同時) 23.新たに加入しない方向で調整する。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市計画分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
24 駐車場の調査及び計画(駐車場整備計画)	商業地域等において自動車交通が著しく輻輳する地区又は、周辺地区内で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に「駐車場整備地区」を定め、路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して「駐車場整備計画」を定めることとなっている。 津市ではこの駐車場整備計画の案(津市駐車場整備計画)を平成9年度に策定しているが、今後の公共駐車場整備の推進に併せ、駐車場整備地区及び駐車場整備計画を決定していくものである。	-	-	-	-	-
25 駐車場法に基づく路外駐車場の届出審査	路外駐車場の設置に係る制度については、道路交通の円滑化、安全性の観点から、事故発生や公害などを軽減することを目的とし、駐車場や車庫の設置を自由に野放しにしておくことは、危険性が高いため、一定の設置基準を定め規制を図るものである。具体的には、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもので、いわゆる時間貸駐車場などのことである。駐車スペースの合計面積が500㎡以上、かつ、有料の路外駐車場を設置しようとする場合には、事前に設置届出が必要であり、また、駐車場の供用開始後10日以内に管理規定届の提出も義務付けられている。	同左	同左	同左	-	津市と同じ
26 建築物における駐車場施設の附置及び管理に関する条例に関する事務	駐車場法第20条～第20条の3までの規定に基づき建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより道路交通の円滑化を図り、もって住民の利便に資するとともに都市機能の維持及び推進に寄与することを目的として当該条例が制定されており、届出、承認、指導、勧告、命令の事務を行っている。	同左	-	-	-	-

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容	24.津市の例により調整する。(合併と同時に) 25.現行の例により県と調整する。(合併と同時に) 26.現行のまま新市に引き継ぐ。
-----------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
-	-	-	-	
同左	-	-	-	当該路外駐車場の需要は駅前等の中心商業地が多いため、現行どおりとする。
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	都市計画分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
27 交通バリアフリー法に基づく基本構想	<p>高齢者、身体障害者、その他妊産婦などの方が公共交通機関を利用して移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、一定規模(5,000人以上/日)の利用者のある駅など旅客施設を中心とした地区について、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する事業等を内容とする「基本構想」を作成した。具体的には、津駅を中心に約1kmの範囲の中で公共、公益施設を結ぶ特定経路を選定し、駅構内、道路のバリアフリー化の基本構想を策定した。</p>	-	-	-	-	-
28 地籍調査事業	<p>地籍情報緊急整備事業 街区の構成をなす道路水路等の官有地の境界の調査、測量を民有地より先行して実施するものである。 準備：事業計画の策定、関係機関協議、住民説明会など 一筆地調査：一筆地ごとの土地について、公図等により関係者立会いのもと、所有者、境界等の調査 地籍測量：設置した図根点をもとに各筆ごとの境界、面積を測定する。 成果の検査、承認： により作成した地籍簿、地籍図は閲覧された上で、県知事の認証及び国の承認を受ける。 地籍簿と地籍図を法務局へ送付する。 平成14年度より実施 城山3丁目地区面積約0.15km²及び を実施</p>	-	-	-	<p>準備：事業計画の策定、関係機関協議、住民説明会など 一筆地調査：一筆地ごとの土地について、公図等により関係者立会いのもと、所有者、境界等の調査 地籍測量：設置した図根点をもとに各筆ごとの境界、面積を測定する。 成果の検査、承認： により作成した地籍簿、地籍図は閲覧された上で、県知事の認証及び国の承認を受ける。 地籍簿と地籍図を法務局へ送付する。 昭和51年度～ 実施面積8.17?</p>	<p>同左 昭和59から61年に実施。 実施面積 0.3km²</p>

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	27.現行のまま新市に引き継ぐ。 28.現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--------------------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	
-	-	県単地籍調査促進事業により、平成15年度から準備着手。平成15年度は上佐田地区を対象として、面積0.18km ² を実施予定。以後、調査手順により順次進め、2地区において調査を実施する予定である。	-	当該事業について、必要な地域から優先的に実施していくものとするが、当面は現在の市町村の方針に従う。